

文化財保護法第93条の届出

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）における民間工事等の届出

届出の事務の流れ



- ◆ ①の届出は、市（町）教育委員会経由（②）で栃木県教育委員会へ提出されます。
- ◆ その後、③の栃木県教育委員会からの指示文書が出されます。
（届出をした市（町）教育委員会経由（④）で交付されます。）

※ 工事の着工は、③の文書が届くまでお待ちください。

- ◆ ③の栃木県教育委員会からの文書により指示される主な内容は、次のとおりです。

指示の種類	指示の内容
工事立会	工事を実施する場合には、さくら市教育委員会の職員が立ち会う（工事施工中にさくら市教育委員会が埋蔵文化財へ掘削が及ぶかを確認し、必要な場合には記録保存等の調査を行う）こととしましたので、さくら市教育委員会と協議を行うなど、必要な御配慮をお願いします。
慎重工事	工事を実施する場合は慎重工事（埋蔵文化財包蔵地であることを認識の上慎重に工事を施工する）をお願いします。工事中に遺構等が発見された場合には、さくら市教育委員会に報告し協議を行うなど、必要な御配慮をお願いします。
確認調査	工事着工前に確認調査（埋蔵文化財の範囲や内容を確認するための部分的な調査）を実施されるようお願いいたします。 なお、調査の結果に基づく今後の対応についてはさくら市教育委員会と再度協議を行い、遺跡の保護に御協力ください。
試掘調査	工事着工前に試掘調査（埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）の実施について御協力をお願いします。 なお、調査の結果に基づき今後の対応についてはさくら市教育委員会と再度協議を行い、遺跡の保護に御協力ください。
発掘調査	工事着工前に発掘調査（工事前に対象地を掘削して地下にある遺跡を調べる）を実施されるようお願いいたします。 なお、今後の対応については、さくら市教育委員会と協議を行ってください。

- ◆ お問い合わせ先

さくら市ミュージアム荒井寛方記念館 管理・文化財係

☎028-682-7123